

一般社団法人尾張旭青年会議所会員資格規定

第1章 目的

第1条 本規定は、本法人会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を規定するものである。

第2章 入会

第2条 入会を希望する者は、正会員2名の推薦を受け所定の入会申込書を提出しなければならない。

第3条 前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

- (1) 入会后満1年以上経過している者
- (2) 本会議所の事業に積極的に参加、出席している者
- (3) 会費納入済でかつ本会議所に債務を負っていない者

第4条 理事長は、入会資格審査を担当委員会へ委託する。

第5条 担当委員会は、推薦者ならびに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事会に答申する。

第6条 理事会は答申に基づき審査し、入会の諾否は理事長が推薦者ならびに入会申込者に書面にて通知する。

第7条 入会を承認された者は、誓約書に自署押印し、入会金及び会費の納入をもって、正会員となる。但し入会承認後1ヶ月以内に会費を納入しない場合は、この限りではない。

第3章 会費の納入

第8条 本法人の入会金並びに年会費は次の通りである。

(1) 入会金

正会員 金20,000円

特別会員金30,000円

(終身会費)

(2) 年会費

正会員 金120,000円

賛助会員1口金10,000円

(1口以上)

2 本法人の運営に必要な場合は総会の議決を得て、特別会費を正会員より徴収することができる。

3 会費は、6月末日までに入会をする者については、全額とし、7月以降の入会については半額とする。

4 年会費は、毎年1月5日までに納入しなければならない。特別会費については、理事会において期限を決定する。

5 年会費は、理事会の議決を得て、正会員の指定する預金口座より自動引落としすることができる。

第4章 会員の失格

第9条 [定款第12条](#)に定める行為があった時は、担当委員会が実情を調査して理事会に報告する。

第10条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務担当の理事は勧告を行い、理事会に報告しなければならない。

第11条 例会、委員会及び事務局会議に対して、正当な理由なくして欠席が連続3回に及んだ会員の所属委員長及び事務局長は、当該会員に対して勧告を行い、勧告後1ヶ月以内にその結果を理事会に報告する。

第12条 前条並びに第10条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その議決により退会を勧告することができる。

2. 第10条及び第11条に該当する正会員に対し、[定款第12条](#)に基づき、総会の議決を得て除名することができる。

第5章 休会

第13条 やむなき理由により1ヶ月以上に亘る欠席を余儀なくされる時は、所属委員長に休会届を提出し理事会の承認を得て休会することが出来る。但し、休会中の会費は納入しなければならない。

2. 前項の規定において、休会を申し出る者が委員長の場合においては、理事長を通じて提出するものと読みかえる。

第6章 特別会員

第14条 [定款第6条](#)の正会員において卒業年度に特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、所定の入会金を納入したのち、特別会員となることができる。

第15条 特別会員は、本法人の総会、例会及び事業に参加できる。但し、一切の表決権及び被選挙権を有しない。

第7章 名誉会員

第16条 正会員及び本法人の特別会員でない者で、本法人の設立発展に功労のあった者は、理事会の承認により名誉会員となることができる。

第17条 名誉会員は、本法人の総会、例会及び事業に参加できる。但し、一切の表決権及び被選挙権を有しない。

第8章 賛助会員

第18条 本法人の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の承認により賛助会員として入会することができる。但し、会費を納入しないときには退会とする。会員資格は1年限りとする。

第19条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第20条 賛助会員は、本法人の総会、例会及び事業に参加できる。但し、一切の表決権及び被選挙権を有しない。

第9章 顧問

第21条 本法人の正会員でなく、青年会議所の活動に対して適切な指導または助言を与える者を理事会の承認を得て顧問とし、選任することができる。この場合の任期は1年とし、再任は妨げない。

第10章 規定の変更

第22条 本規定は、理事会の決議をもって変更することができる。

細則

第23条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附則

1. 本規定は、昭和51年6月6日より施行する。但し、第3条（1）については、昭和52年6月6日より施行する。
2. 本規定は、昭和52年1月28日一部改正。
3. 本規定は、昭和57年8月26日一部改正。
4. 本規定は、昭和62年12月5日一部改正。
5. 本規定は、平成3年12月7日一部改正、平成4年1月1日より施行する。
6. 本規定は、平成5年12月15日一部改正、平成6年1月1日より施行する。
7. 本規定は、平成6年11月4日一部改正、平成7年1月1日より施行する。
8. 本規定は、平成11年12月2日一部改正、平成12年1月1日より施行する。
9. 本規定は、平成18年12月7日一部改正、平成19年1月1日より施行する。
10. 本規定は、平成24年11月1日一部改正、平成25年1月1日より施行する。但し、第3章8条4項については平成26年1月1日より施行する。